

市道路線の廃止及び認定について

市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月17日提出

霧島市長 前田 終 止

1 廃止する路線

	路線名	起点 終点	重要な経過地等
1	大野原7号線	霧島市国分広瀬一丁目 霧島市国分広瀬一丁目	

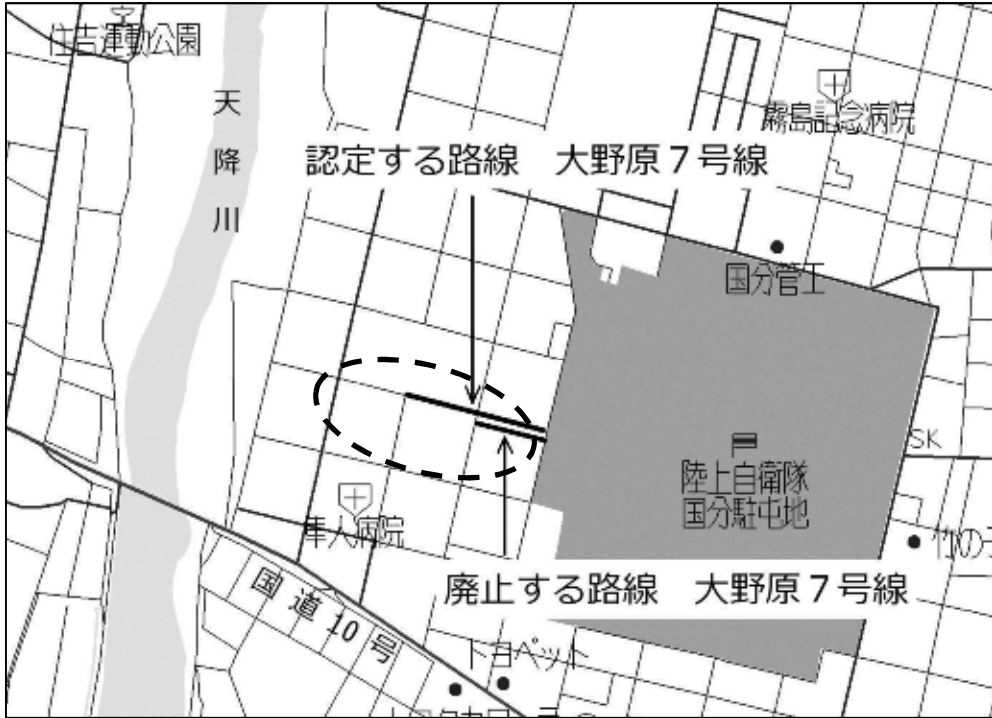
2 認定する路線

	路線名	起点 終点	重要な経過地等
1	大野原7号線	霧島市隼人町住吉字大野原 霧島市国分広瀬一丁目	
2	丸尾滝線	霧島市牧園町高千穂字丸尾 霧島市牧園町高千穂字湯ノ谷	丸尾滝

(提案理由)

路面排水等の整備を完了した里道を市道大野原7号線に統合するため、市道大野原7号線を廃止し、起点側の見直しを行った上で新たに市道大野原7号線として認定すること、及び国道223号の改良に伴い旧国道となった路線を新たに市道丸尾滝線として認定するため、議会の議決を求めるものである。

- 1 廃止する路線 おおのぼる 大野原7号線（国分広瀬一丁目地内）
- 2 認定する路線 おおのぼる 大野原7号線（隼人町住吉地内）



2 認定する路線 ^{まるおのたき}丸尾滝線 (牧園町高千穂地内)

